

議員提出議案第5号

憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を
求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成26年7月4日

福間裕隆

坂野経三郎

森雅幹

興治英夫

伊藤保

浜田妙子

横山隆義

砂場隆浩

国岡智志

森岡俊夫

伊藤美都夫

憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書

「集団的自衛権の行使は、憲法の許容する自衛権の範囲を超えるものであって許されない」というこれまでの歴代の自民党政権の憲法解釈は、国会での長年の議論を通じて定着した、いわば政府と国民との合意となっている。

しかるに安倍内閣は、私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」からの報告書の提出を受け、厳格な憲法改正の手続きを省略して、与党協議のみで、これまでの憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定を行った。

政府の示す集団的自衛権を必要とする15事例については、現時点で集団的自衛権を速やかに検討すべき事例は見当たらず、自公政権の議論は拙速過ぎる。しかも安倍政権は、他国への集団的自衛権行使による当該国からの反撃の危険性について、国民に十分な説明を行っていない。

また、従来からの憲法解釈で行使できるとされている個別的自衛権の行使については、我が国への急迫不正な侵害があることという明確な基準があり、海外派兵や集団的自衛権の行使はできないと、武力行使に関し明確な歯止めがあった。しかし、このたび閣議決定された武力行使の三要件では、他国同士の戦争が日本にとって「明白な危険」にあたるかどうかが、時の政権の判断にゆだねられることになり、海外での武力行使を無制限に拡大する危険性がある。

多くの国民は、他国の戦争に巻き込まれるのではないかと懸念と不安を抱いている。

本閣議決定は、日本国憲法の基本原理である平和主義を否定するものである。しかも、国民投票を含めた憲法改正の手続きでもなければ、違憲立法審査権を持つ裁判所の判断でもなく、国権の最高機関である国会の審議も経ず、閣議決定で憲法解釈を変更するのは国民主権に反するもので、日本国憲法の基本原理を投げ捨て、憲法を無きもの同然にするものである。

そもそも、憲法の本質は、国民に対する政府等の権力行使を抑制するところにあり、閣議決定で憲法の解釈を変更することで、基本原理まで改変することは立憲主義の基本に反し、到底許容できるものではない。

内閣がどうしても集団的自衛権が我が国の防衛に欠かせないというのであれば、理を尽くして国民に説明するべきであり、そのうえで憲法の規定に従い国民の承認を受けるべきである。

よって、国においては、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定を撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥取県議会

衆議院議長
參議院議長
內閣總理大臣